

## ご存じですか？ 職場における労働衛生基準が変わりました

多様な労働者の働きやすい環境整備への関心の高まり等の社会状況の変化を踏まえ職場における労働衛生基準が改正されています。令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、一部の規定を除いて同日から施行されています。

しかしながら周知不足の側面もあり、再度確認の意味で今回改めて案内する次第です。

### 1. 照度について【事務所則第10条第1項関係】

#### ● 作業面の照度基準が3区分から2区分へ（施行：令和4年12月）

事務所において労働者が常時就業する室における作業面の照度基準が、従来の3区分から2区分に変更されています。

「一般的な事務作業」については300ルクス（ルクス＝その場所（面）に到達している光の量（照度）の単位）以上、「付随的な事務作業」については150ルクス以上であることが求められます。

今回の改正は、照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用されます。

#### ● すべての労働者に配慮した視環境の確保を

事務所における高年齢労働者が増加しており、必要に応じて個々の労働者に視力を眼鏡などで矯正することを促した上で、作業面における照度を適切に確保することが重要です。

個々の事務作業に応じた適切な照度については、上記の基準を満たした上で、日本産業規格 JIS Z9110 に規定する各種作業における推奨照度等を参照し、健康障害を防止するための照度基準を事業場ごとに検討の上、定めるようにしましょう。



### 2. 便所について【事務所則第17条の2関係、安全衛生規則第628条の2関係】

新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました。「独立個室型の便所」とは、男性用と女性用に区別しない単独でプライバシーが確保されている便所のことをいいます。

### 3. 休養室・休養所について【事務所則第21条関係、安全衛生規則第618条関係】

随時利用が可能となるよう機能を確保する。入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮することが明示されています。

### 4. 発汗作業に関する措置について【安全衛生規則第617条関係】

多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるための塩及び飲料水を備える必要があります。この場合の「塩」は、塩飴や塩タブレット等のほか、スポーツドリンクなどの飲料水に含まれる塩分も該当することを明示しました。

<詳細は、お近くの労働基準監督署でご確認ください>

# 施設経営の Q&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に  
専門相談員が、的確にお答えします。

## 勘定科目(5)

### 「事業費と事務費の共通科目」について

「事業費（支出）」と「事務費（支出）」に共通する科目が設定されている場合は、必ず按分計算等で、事業費、事務費に区分して計上しなければならないのでしょうか。

「水道光熱費（支出）」

「燃料費（支出）」

「保険料（支出）」

「賃借料（支出）」

上記4つの科目は「事業費（支出）」と「事務費（支出）」に共通して記載されています。

社会福祉法人会計基準ではこの4科目については、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースの場合のみ「事業費（支出）」「事務費（支出）」の双方に計上すべきこととして、それ以外のケースは、原則として「事業費（支出）」のみに計上できるものとされています。

これはいわゆる「できる規定」ですので、法人の選択で必要に応じて事業費（支出）と事務費（支出）に分けて計上することは問題ありません。

例えば、本部拠点区分の「保険料（支出）」については、通常は「事務費（支出）」としての性格のものと思われそうですが、これについても「事業費（支出）」としても構いませんし、法人の選択で「事務費（支出）」とすることも問題ないこととなります。

なお、「雑費（雑支出）」も「事業費（支出）」と「事務費（支出）」に共通して記載されていますが、これについてはその内容に応じて「事業費（支出）」「事務費（支出）」に区分して計上する必要があります。



## 多様な労働者の働きやすい環境整備

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布されたが、改正・見直しの主な項目とポイントについて教えてください。

多様な労働者の働きやすい環境整備への関心の高まり等の社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に、職場における労働衛生基準が改正されました。以下ポイントを列記します。

### (1) 照度【事務所のみ】

**ポイント**: 作業の区分と照度の基準が変わりました。

### (2) 便所

**ポイント**: 男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。

### (3) 休養室・休養所

**ポイント**: 随時利用が可能となるよう機能を確保する。

### (4) 休憩の設備

**ポイント**: 事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。

### (5) 更衣室・シャワー設備等

**ポイント**: 設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。

### (6) 温度

**ポイント**: 空気調和設備のある室の気温の努力、目標値について見直された。

### (7) 作業環境測定【事務所のみ】

**ポイント**: 事務所における一酸化炭素・二酸化炭素含有率の測定を行う際の測定器の例を明示した。

### (8) 救急用具の内容

**ポイント**: 事業者に備えることが義務づけられている「負傷者の手当に必要な救急用具及び材料」について、備え付けなければならない具体的な品目が規定から削除された。

